

北本市自治基本条例素案（中間報告）で「努めなければならない」と規定している条文

第4章 議会

7（議会の責務）

2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、開かれた議会運営に努めなければならない。

第5章 市長等

9（市長の責務）

3 市長は、市民に分かりやすい簡素で効率的な組織を構築し、常に最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

第6章 行政運営

1 3（行政評価）

1 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、客観的な行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。

1 4（行政手続）

市は、行政運営における行政処分その他の手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び市民の権利利益の保護に努めなければならない。

1 5（健全な財政運営）

1 市長は、中長期的な財政見通しのもとに、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、自立した市政運営の推進のために、財源の確保に努めなければならない。

1 6（財産管理の原則）

市長は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

1 7（財政状況等の公表）

市長は、財政の計画、予算の執行状況及び財産の保有状況を分かりやすく公表するよう努めなければならない。

第7章 自治の仕組み

第1節 情報公開

1 8 (情報の公開と共有)

2 市及び議会は、参画及び協働によるまちづくりを推進するために、積極的な情報発信を行い、市、議会及び市民がまちづくりに関する情報を共有できるよう努めなければならない。

1 9 (個人情報保護)

市及び議会は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障するとともに、個人の権利及び利益を守るため、個人情報の保護に努めなければならない。

第2節 参画・協働

2 1 (参画・協働の推進)

2 市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を積極的に支援するよう努めるものとする。この場合において市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはならない。

2 2 (審議会等)

市は、審査会、審議会、調査会等その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)の委員を委嘱しようとするときは、その委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

2 4 (意見、要望等への対応)

市は、市民による市政への意見、要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、迅速かつ適切な対応をするよう努めなければならない。

第8章 連携・交流

2 7 (他団体との連携及び交流)

1 市は、広域行政の推進及び共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

2 市民、議会及び市は、様々な分野の活動、交流等を通じて、市外の人々や他の国の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。